

香川県環境配慮モデル普及促進要綱

(目的)

第1条 廃棄物等の発生抑制やリサイクルの推進など環境負荷を低減していくため、香川県内において製造加工される他の模範となるリサイクル製品をモデルとして認定し、普及啓発を実施することにより、リサイクル製品の普及及びリサイクル産業の育成を推進し、また環境負荷の低減に取り組む他の模範となる事業所をモデルとして認定し、その事業所を営む企業のイメージアップを応援することにより、企業の環境配慮行動を促進させ、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「廃棄物等」とは、次に掲げる物をいう。

(1) 廃棄物

(2) 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されている物を除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物を除く。）

2 この要綱において「リサイクル製品」とは、循環資源の循環的な利用により、県内において製造加工された物をいう。

3 この要綱において「循環資源」とは、廃棄物等のうち有用なものをいう。

4 この要綱において「循環的な利用」とは、再使用及び再生利用をいう。

5 この要綱において「再使用」とは、循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することをいう。

6 この要綱において「再生利用」とは、循環資源の全部又は一部を原材料として利用することをいう。

7 この要綱において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(認定等)

第3条 知事は、リサイクル製品のうち、循環資源の適正な循環的な利用の促進及び環境への負荷の低減に資するものを「香川県認定リサイクル製品」（以下「認定製品」という。）として認定することができる。

2 知事は、県内の事業所のうち、環境に配慮した取組みが顕著であり、他の模範となるものを「香川県認定環境配慮モデル事業所」（以下「認定事業所」という。）として認定することができる。

3 第1項の規定による認定を受けようとする者は別記様式1-1により、前項の規定による認定を受けようとする者は別記様式2-1により、別に定める募集期間内に認定の申請をするものとする。

4 第1項の規定による認定の認定申請者は、原則として当該製品の製造加工業者とする。ただし製造加工業者のほか共同開発者がいれば、製造加工業者と共同開発者の連名により申請することができるものとする。

5 知事は、第1項の規定による認定をしたときは別記様式1-2、第2項の規定による認定をしたときは、別記様式2-2による認定証を、当該認定の申請者に交付するものとする。

(認定審査会)

第4条 知事は、前条第1項及び第2項の規定による認定をする場合においては、その適否等について、「香川県環境配慮モデル認定審査会」（以下「認定審査会」という。）において審査する。

2 前項の規定による認定審査会は、別に定める要綱により設置し、開催するものとする。

(認定対象)

第5条 第3条第1項の規定による認定の対象となる製品は、次の各号に掲げる要件に全て適合するものとする。

(1) 循環資源の循環的な利用により、県内で製造加工されること。ただし、県外の廃棄物を原料とする場合には、「香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例」に基づく協議等を経たものであること。

(2) その普及が廃棄物等の発生抑制と再利用、再生利用の推進に効果を有するものと認められること。

(3) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業所において製造加工されること。

(4) 認定の申請時において既に県内で販売されており、又は申請から6ヶ月以内に県内で販売されることが確実であること。

(5) 別表1に定める香川県リサイクル製品認定基準（以下「認定基準」という。）に適合していること。

(6) 性状不安定な廃棄物を原料とするリサイクル製品については、認定基準に適合するリサイクル製品を安定的かつ均質に製造できる技術を有するとともに、製品の品質管理のための検査体制等必要な措置が講じられている事業所において、製造加工されること。

2 第3条第2項の規定による認定の対象となる事業所は、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合するものとする。
ただし、当該事業所が第3条第1項の規定による認定を受けた製品を製造する場合は、当該製品の製造については、認定の対象外とする。

(1) リサイクル・ゼロエミッション推進事業所

当該事業所から発生する産業廃棄物をリサイクルし、リサイクル率100%を達成している又はそれに準ずること。

(2) リサイクル開発・実践事業所

リサイクル、リユースが容易な製品や流通システム、新技術を開発、他に先駆けて実用化、事業化し、効果をあげていること。

(3) 環境負荷低減事業所

廃棄物の発生抑制やエネルギーの有効利用等環境負荷の低減に取り組み、著しい成果を挙げていること。

(4) 新技術等開発・実践事業所

廃棄物の発生抑制や再資源化等、環境負荷の低減にかかる先進的な技術、装置、システムについて、他に先駆けて開発、実用化、事業化し、効果をあげていること。

(5) その他環境配慮について特に優良な事業所

その他知事が環境配慮モデル事業所と認定することが相当であると認めること。

(認定期間等)

第6条 第3条第1項及び第2項の規定による認定の有効期間は、知事が認定した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 第3条第1項又は同条第2項の規定による認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が前項の有効期間後も認定の継続を希望するときは、有効期間が終了する前の募集期間内に再申請することができる。

3 前項の再申請については、第3条第1項の規定による認定を受けた者は別記様式1-3により、第3条第2項の規定による認定を受けた者は別記様式2-3により行うものとする。

(変更の届出)

第7条 認定事業者（前条第2項の規定による認定期間の更新を受けた者を含む。以下同じ。）は、認定製品及び認定事業所の申請事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、第3条第1項の規定による認定を受けた者は別記様式1-4により、第3条第2項の規定による認定を受けた者は別記様式2-4により知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第8条 知事は、次のいずれかに該当するときは、認定審査会における審査を経て、その認定を取り消すことができる。

(1) 認定製品及び認定事業所が、第5条に定める要件に適合しなかったとき。

(2) 認定事業者が前条の規定による届出をしなかったとき。

2 前項の規定による認定の取消しにより損失が生じた場合においては、認定事業者がその責めを負うものとする。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第9条 第3条第3項及び第6条第3項の規定による申請並びに第7条による届出については、電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請又は届出については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

(県の責務)

第10条 県は、事務物品等又は県が行う工事の発注を行う場合において、認定製品をその品質、数量、価格等について留意し、率先使用に努めるものとする。

2 県は、県内の市町等に対し、認定製品の積極的な使用に配慮するよう協力を求めるものとする。

3 県は、認定製品の使用が促進されるよう、県民及び県内の事業者に対し、認定製品に関する適切な情報提供を行うものとする。

4 県は、認定事業所を営む企業の環境配慮行動を促進させるよう、イメージアップを支援し、県民及び県内の事業者に対し、認定事業所に関する適切な情報提供を行うものとする。

(認定の表示)

- 第11条 認定事業者は、認定製品に「香川県認定リサイクル製品」であることを表示することができる。
- 2 認定事業者は、認定事業所が「香川県認定環境配慮モデル事業所」とであると称することができる。
- 3 前2項の規定による表示は、別に定める要領により行うものとする。

(報告)

- 第12条 知事は、必要に応じて、認定製品及び認定事業所の認定基準への適合状況等について、認定事業者又は循環資源を排出する者若しくは納入する者から報告を求めることができる。

(所掌)

- 第13条 この要綱に関する事務は、香川県環境森林部循環型社会推進課において所掌する。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別記に定める。

附 則

この要綱は、平成14年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月20日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年6月24日から施行する。

別表1（第5条関係）

香川県認定リサイクル製品認定基準

区 分	認 定 基 準 等
安全性への配慮	<p>次の基準を満たす安全性に配慮したものであること。</p> <p>①廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物及び同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を原材料としていないこと。</p> <p>②放射性物質及びこれにより汚染された物を原材料としていないこと。</p> <p>③土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の規定による基準を満たしていること。</p>
規 格 等	<p>次のいずれかの規格に適合していること。</p> <p>①日本産業規格（J I S）</p> <p>②エコマーク認定基準</p> <p>③香川県土木工事共通仕様書、建築工事共通仕様書</p> <p>④その他強度、耐久性、機能などについて上記規格と同程度の品質等を有していること</p>
そ の 他	<p>品目ごとに別に定める率の循環資源を部品その他製品の一部として使用、又は製品の原材料として利用していること。</p>

香川県リサイクル製品認定申請書

令和 年 月 日

香川県知事 殿

住所 (所在地)

氏名 (名称)

代表者氏名

連絡先

所属

担当者氏名

電話番号

香川県環境配慮モデル普及促進要綱第3条第3項の規定により、次のとおりリサイクル製品の認定を申請します。

項目		内容
1	品目名	
2	製品名	
3	販売価格	
4	年間生産 (販売) 予定量	
5	製造加工場	
	所在地	
	名称	

6 販売場所		
7 製品のサイズ・重量等		
8 製品の原材料等となる循環資源の状況	名称	
	発生場所	
	使用割合	
	その他参考	
9 製品の主な仕様		
10 生産販売するに当たって必要な法令		有 () ・ 無
11 J I S 番号		有 () ・ 無
12 製品の品質・安全性への配慮		
13 製造加工に当たっての環境保全上の配慮・効果等		
14 その他参考事項		

【添付資料】

- ① 当該製品（現物及び製品説明書等）
- ② 当該製品の製造加工フロー
- ③ 香川県リサイクル製品認定基準に適合していることを証する書類
- ④ 会社案内・パンフレット等
- ⑤ 県外発生の循環資源を使用している場合は、「香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例」に基づく協議等を経たものであることを証明する書類
- ⑥ その他知事が必要と認めた資料



認定番号 第 号

香川県リサイクル製品認定証

住所 (所在地)

氏名 (名称)

代表者氏名

香川県環境配慮モデル普及促進要綱第3条第5項の規定により、
認定を受けた香川県リサイクル製品であることを証する。

香川県知事

認 定 年 月 日	
認 定 の 有 効 期 限	
品 目 名	
製 品 名	
原材料となる循環資源名	
認 定 条 件	

香川県リサイクル製品認定申請書 (更新)

令和 年 月 日

香川県知事 殿

住所 (所在地)

氏名 (名称)

代表者氏名

連絡先

担当者氏名

所属

電話番号

香川県環境配慮モデル普及促進要綱第6条第2項の規定により、次のとおりリサイクル製品認定の更新を申請します。

項目	内容	認定内容の変更の有無
1 認定番号		
2 製品名		有・無
3 販売価格		
4 年間生産(販売)量		
5 製造加工場	所在地	有・無
	名称	有・無
6 販売場所		有・無

項 目		内 容	認定内容の変更の有無
7 製品のサイズ・重量等			有・無
8 製品の原材料等となる循環資源の状況	名 称		有・無
	発生場所		有・無
	使用割合		有・無
	その他参考		有・無
9 製品の主な仕様			有・無
10 生産販売するに当たって必要な法令		有 () ・ 無	有・無
11 J I S 番号		有 () ・ 無	有・無
12 製品の品質・安全性への配慮			有・無
13 製造加工に当たっての環境保全上の配慮・効果等			有・無
14 その他特記事項			

※ 前回認定時（認定後の変更届を含む。）から変更があった事項については、説明のための資料を適宜添付してください。

（例：製品（現物）、製品説明書、原料配合表、原料証明書、製造加工フロー図、認定基準に適合していることを証明する書類、会社案内など）

様式1-4 (第7条関係)

香川県リサイクル製品認定変更申請書

令和 年 月 日

香川県知事

殿

申請者

住 所 (所在地)

氏 名 (名称)

代表者氏名

電話番号

香川県環境配慮モデル普及促進要綱第7条の規定により、次のとおりリサイクル製品の変更に
ついて届け出ます。

1 認 定 番 号		
2 製 品 名		
3 変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	

香川県環境配慮モデル事業所認定申請書

令和 年 月 日

香川県知事 殿

住所（所在地）

氏名（名称）

代表者氏名

連絡先

所属

担当者氏名

電話番号

香川県環境配慮モデル普及促進要綱第3条第3項の規定により、次のとおり香川県環境配慮モデル事業所の認定を申請します。

項目	内容
1 事業所の名称	
2 所在地	
3 代表者名	
4 業務内容	
5 従業員数	

6 主な取組みの内容	
7 主な取組みが該当すると思われる条項	香川県環境配慮モデル普及促進要綱第5条第2項第 号
8 その他の取組みの内容	
9 取組みの効果	
10 今後の課題、構想等	
11 その他特記事項	

※認定を受けようとする事業所の内容について記入してください。

※「6 主な取組みの内容」の欄に記入する際には、取組みの先駆性、アピール性、ユニークさ、熱心さ、技術力の高さ、模範性など、いかに同業他社との差別化が図られているかが分かるように記入してください。

- 【添付書類】 ①事業所の位置図
②取組みの内容や効果を説明するための参考資料



認定番号 第 号

香川県環境配慮モデル事業所認定証

住所（所在地）

氏名（名称）

代表者氏名

香川県環境配慮モデル普及促進要綱第3条第5項の規定により、
認定を受けた香川県環境配慮モデル事業所であることを証する。

香川県知事

事業所名	
事業所所在地	
認定年月日	
認定の有効期限	
主な取り組み内容	

香川県環境配慮モデル事業所認定申請書 (更新)

令和 年 月 日

香川県知事 殿

所在地

名 称

代表者氏名

連絡先

担当者氏名

所属

電話番号

香川県環境配慮モデル普及促進要綱第6条第2項の規定により、次のとおり環境配慮モデル事業所認定の更新を申請します。

項 目	内 容	認定内容の 変更の有無
1 認 定 番 号		
2 事業所の名称		有・無
3 所 在 地		有・無
4 代表者氏名		有・無
5 事 業 内 容		有・無
6 業 種		有・無
7 従 業 員 数		有・無

項 目	内 容	認定内容の 変更の有無
8 主な取組みの 内容		有・無
9 その他の取組みの 内容		有・無
10 取組みの効果		有・無
11 今後の課題、構想等		/
12 その他特記事項		/

※ 「8 主な取組みの内容」の欄は、認定証に記載している「主な取組み内容」について記入してください。

※ 前回認定時（認定後の変更届を含む。）から変更があった事項については、説明のための資料を適宜添付してください。

様式 2 - 4 (第 7 条関係)

香川県環境配慮モデル事業所認定変更申請書

令和 年 月 日

香川県知事

殿

申請者

住 所 (所在地)

氏 名 (名称)

代表者氏名

電話番号

香川県環境配慮モデル普及促進要綱第 7 条の規定により、次のとおり環境配慮モデル事業所の変更について届け出ます。

1 認 定 番 号		
2 事 業 所 名		
3 変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	